

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護係
内線番号	4748

No.	項目	内容
①	処分名	管理者の一部を理事に加えない場合の認可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第203号
④	根拠条項	法第46条の5第6項、規則第31条の5の2
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>法第四十六条の五第六項(役員を選任) 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えないといけない。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。</p> <p>規則第三十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 理事に加えない管理者の住所及び氏名</p> <p>二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地</p> <p>三 当該管理者を理事に加えない理由</p> <p>2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。</p>
⑦	審査基準	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第409号厚生省健康政策局長通知)
⑧	経由機関名	各保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	標準処理機関を設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課医務・看護係(075-414-4748)
⑬	備考	申請を予定されている方は、事前に医療課にご相談ください。